

## 条例の一部改正（案）の詳細

### 題名

「恵那市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」の一部を改正（案）

### 内容

基本消防団員の出勤報酬を増額改定するとともに、下記所得税法改正（案）のため費用弁償を報酬に改定する

#### 【改正前】

（費用弁償）

費用弁償として、基本消防団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事したときの費用弁償の額は、1回につき1,500円とする。

#### 【改正後】

（報酬）

出勤報酬として、基本消防団員が水火災、警戒、行方不明者捜索等の職務に従事したときの出勤報酬の額は、1日につき次により支給する。

時間	出勤報酬の額
2時間まで	2,000円
2時間を超え4時間まで	4,000円
4時間を超え6時間まで	6,000円
6時間を超えるもの	8,000円

また、基本消防団員が会議、行事、訓練等の服務に従事したときの報酬の額は、1回につき1,500円とする。

#### ※所得税法第28条 給与所得関係の改正について

現在、国税庁で「所得税基本通達の制定について」（法令解釈通達）の一部改正が進められており、消防団員が市町村から支給を受ける報酬に係る所得税の課税について協議中である。

一部改正（案）の概要では、「「出勤報酬」等については、これまでの費用の弁償として支払われていた「出勤手当」とは異なり、出勤したことに対する報酬として支払われるものであるため、給与等として所得税の課税対象とします。」としており、適用時期を令和4年4月1日以後に行う職務に係る報酬について適用するとなっている。

このため、費用弁償として支給していた出勤手当を出勤報酬に改定する。